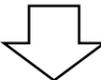


盛土規制法に関する進捗状況

資料 1

協働環境委員会資料
令和 4 年 9 月 16 日提出

名称	委員構成等	開催日等	主な内容（抜粋）	備考
不法盛土への対処方策ワーキンググループ	○委員(学識経験者9名) 大学教授、弁護士、一般社団法人役員、行政職員 等 ○オブザーバー(5名) 警察庁、国土交通省、環境省 関係職員 計 14 名 (事務局) 国土交通省、農林水産省、林野庁 関係課	第 1 回開催 (令和 4 年 7 月 6 日)	審議内容 ①盛土規制法の概要について (背景・必要性、勧告・命令、罰則 等) ②不法盛土への対処方策について ③ガイドラインの方向性、記載内容 等 主な質疑応答 ①盛土規制法の概要について Q) 廃棄物混じり土は盛土規正法の対象外か。 A) 盛土規制法において廃棄物については規定していないため、廃掃法での対応となる。ただし、廃棄物の所管部局と連携した対応が求められるため、本ガイドラインに関係部局との連携について記載することを想定している。 ②不法盛土への対処方策 について Q) 大規模な不法盛土が現認された場合、下流の保全対象となる住民への対応を 考えるべきであり、保全対象への対応はガイドラインに含めた方がよい。 A) 不法盛土発見後の危険が及ぶ周辺住民への対応をガイドラインに盛り込む。	資料及び議事録  URL (国土交通省 HP) https://www.mlit.go.jp/toshi/web/toshi_tobou_tk_000031_00002.html
		第 2 回開催 (令和 4 年 7 月 22 日)	審議内容 ①不法盛土への対処に関する課題とガイドラインへの主な記載項目 ②ガイドラインの骨子たたき台(案)	(議事録 無し)
盛土等防災対策検討会	○委員(学識経験者16名) 大学教授、団体役員、一般社団法人役員、一般財団法人役員、行政職員 等 ○オブザーバー(10名) 警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省 関係職員 計 26 名 (事務局) 国土交通省、農林水産省、林野庁 関係課	第1回開催 (令和 4 年 6 月 15 日)	審議内容 ①盛土規制法の概要及び盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針について ②規制区域の指定の考え方 ③技術的基準の考え方 ④不法盛土への対処方策の検討について 主な質疑応答 ①規制区域の指定の考え方について Q) 太陽光発電・風力発電の設置を目的とした「盛土」についても、盛土規制法の規制対象となるのか。 A) 規制対象となる。 Q) 規制区域内で盛土行為を禁止することは許容されるのか。 A) 憲法第 29 条に基づく財産権の保護の関係上、盛土行為を禁止する区域を設けることは困難。	資料及び議事録  URL (国土交通省 HP) https://www.mlit.go.jp/toshi/web/toshi_tobou_tk_000031_00001.html
		第2回開催 (令和 4 年 8 月 1 日)	審議内容 ①規制区域の指定の考え方 ②既存盛土調査の考え方 ③盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針(仮称)	(議事録 無し)